

## 豊田市地域土地改良区運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、土地改良区に対する運営費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、土地改良区が事業を進めていくために必要な経費を補助し、土地改良区の円滑なる運営の促進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、藤岡土地改良区、下山土地改良区及び旭土地改良区とする。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等の事業計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業者の雇用する者の賃金、通勤費及び奨励金並びに社会保険等の事業主負担金

(2) その他改良区運営に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費とし、毎年度予算の範囲内とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者等は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第2号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付の方法)

第9条 補助金は、補助事業完了後又は必要に応じて全部又は一部を、概算払い若しくは前金払いにて交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日  
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所  
ふり がな  
氏 名  
(法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)  
生年月日 年 月 日生  
電話番号

## 令和 年度 地域土地改良区運営費事業補助金等交付申請書

令和 年度において地域土地改良区運営費事業を実施したいので、豊田市地域土地改良区運営費補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

### 記

- 1 補助金等交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 添付書類
  - (1) 予算書（年度一般会計収支予算書）
  - (2) 事業計画書
  - (3) その他

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日  
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）  
生年月日 年 月 日生  
電話番号

## 令和 年度 地域土地改良区運営費事業実績報告書

令和 年 月 日付豊 発第 号で補助金等の交付決定を受けた令和 年度 地域土地改良区運営費事業を完了（廃止・中止）したので豊田市地域土地改良区運営費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業実績及び効果

(1) 事業実績

(2) 効果

#### 2 添付書類

(1) 収支決算書（一般会計収支決算書）

(2) 事業実績書

(3) その他

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日  
発第 号

豊田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）  
生年月日 年 月 日生  
電話番号

令和 年度豊田市地域土地改良区運営費補助金に係る消費税等  
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け豊 発第 号をもって額の確定の通知があ  
った令和 年度豊田市地域土地改良区運営費補助金に係る消費税等仕入控除税額に  
ついて、豊田市地域土地改良区運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の  
とおり報告します。

- 1 額の確定の通知額  
円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）  
円
- 5 添付書類  
3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。